

射水市告示 70 号

射水市学生 U I ターン 応援事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

射水市長 夏 野 元 志

### 射水市学生 U I ターン 応援事業助成金交付要綱

( 趣旨 )

第 1 条 この要綱は、射水市内に拠点を置く企業等への就職活動等を行う学生に対し、その交通費の一部を予算の範囲内で補助することにより、本市への定住及び移住を促進するため、射水市学生 U I ターン 応援事業助成金 ( 以下「助成金」という。 ) の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

( 定義 )

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

就職活動等 企業等と週 20 時間以上の無期雇用契約を結ぶことを目的として、企業等が富山県内で開催するインターンシップ、企業説明会、合同企業説明会、セミナー、適性試験、筆記試験、採用面接及びその他企業等の採用活動に参加する活動をいう。

高等教育機関 大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校をいう。

U ターン就職 就職活動等を行う者が、高等教育機関入学の際に住所を移す直前に射水市内に住所を有していた場合の就職をいう。

I ターン就職 就職活動等を行う者が、高等教育機関入学の際に住所を移す直前に射水市内に住所を有していなかった場合の就職をいう。

市内企業等 市内に本店を有しない企業等 ( 就職後の勤務地を射水市内

の支店、営業所等に限定することを条件に採用活動を行うものに限る。)及び市内に本店を有する企業等をいう。

市内企業等に準じる県内企業等 富山県内(射水市内を除く。)に本店を有し、射水市内に支店又は営業所等を有する企業等をいう。

射水市LINE公式アカウント 市が情報発信等を目的として運営するLINEアカウントをいう。

対象企業等 Uターン就職を行う者においては、市内企業等又は市内企業等に準じる県内企業等をいい、Iターン就職を行う者においては、市内企業等をいう。ただし、就職する者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている企業等は除く。

(助成金の種類)

第3条 助成金の種類は、次に掲げるとおりとする。

こられんか割助成金

就職おめでとう給付割助成金

(こられんか割助成金の交付対象)

第4条 こられんか割助成金の交付の対象となる就職活動等は、対象企業等への就職を目的とした就職活動等とする。ただし、企業等から当該就職活動等に対して助成を受けている場合は対象としない。

2 こられんか割助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

事業の対象となる就職活動等を行った時点において、富山県外に住所を有し、富山県外の高等教育機関に在籍する者

申請の時点において、射水市LINE公式アカウントに友達登録をしている者

暴力団等の反社会的勢力でなく、反社会的勢力と関係を有しない者

3 これんか割助成金において、助成金の交付の対象となる経費は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

申請者の住所と就職活動等を行う場所の往復移動（以下「就職活動等に係る移動」という。）に要した交通費であること。

移動経路が経済的かつ合理的であると認められること。

移動方法は、鉄道、高速バス、航空機又は船舶を利用したものであること。

交通費を支払ったことを証明する領収書等の提出が可能であること。

（就職おめでとう給付割助成金の対象者）

第5条 就職おめでとう給付割助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

これんか割助成金の対象となる就職活動等を行い、同助成金の交付決定を受けた者

就職おめでとう給付割助成金の申請の時点において、市内に住所を有している者

就職おめでとう給付割助成金の申請の時点において、射水市LINE公式アカウントに友達登録をしている者

就職おめでとう給付割助成金の申請の時点において、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象企業等に就職しており、連続して3か月以上在職している者

就職おめでとう給付割助成金の申請が受理された日から起算して5年以上継続して当該就職先に勤務する意思を有している者

暴力団等の反社会的勢力でなく、反社会的勢力と関係を有しない者

（助成金の額等）

第6条 これんか割助成金の額は、就職活動等に要した交通費の2分の1

(その額に1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額)とし、1回の就職活動等に係る移動につき13,000円を限度とする。

2 これんか割助成金の対象となる就職活動等に係る移動の回数は、3回を限度とする。

3 就職おめでとう給付割助成金の額は、当該申請者が交付決定を受けたこれんか割助成金の合算額と同額とする。

(助成金の交付申請等)

第7条 これんか割助成金の交付を受けようとする者は、就職活動等を行った日から起算して3月を経過する日までに、射水市学生UIターン応援事業(これんか割助成金)交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

就職活動等の内容に関する報告書(様式第2号)

就職活動等実施証明書(様式第3号)

企業等の求人条件のわかる書類の写し

県外の高等教育機関に在学していることを証明する書類の写し

本人確認書類の写し

住所を明らかにする書類の写し

助成金の対象となる経費を支払ったことを証明する領収書等の写し

振込先口座情報がわかる書類

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 就職おめでとう給付割助成金の交付を受けようとする者は、これんか割助成金の対象となった就職活動等を行った時点で在学していた高等教育機関を卒業又は退学した日から起算して1年以内に射水市学生UIターン応援事業(就職おめでとう給付割助成金)交付申請書兼請求書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

在職証明書（様式第5号）

こられんか割助成金の射水市学生UIターン応援事業助成金交付決定  
通知書（様式第6号）の写し

高等教育機関の卒業等の状況がわかる書類の写し

前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める書類

（電子情報処理組織による電子申請等）

第8条 前条の規定による申請及び請求については、射水市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年射水市条例第36号）及び射水市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和2年射水市規則第55号）で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（助成金の交付決定）

第9条 市長は前2条の規定による申請及び請求があった場合において、これを審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、射水市学生UIターン応援事業助成金交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をしたときは、申請者が指定する口座へ振り込む方法により助成金を交付するものとする。

（報告及び調査）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、助成金を交付した者に対し、補助対象となった就職活動等についての詳細を報告させ、又は調査をすることができる。

（助成金の返還）

第11条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた者がいるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることが

できる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。